

予備自衛官制度が変わります

65歳までの勤務が可能

1 概要

令和6年5月の国会において、予備自衛官任用期間制度(3年)の変更が決定しました。

2 変更内容

従来では、1任期が3年単位で任期満了時の年齢が65歳未満でなければ継続任用できませんでしたが、改正後は継続後の任用期間に関わらず65歳に達するまで継続任用が可能となりました。

3 模式図

【現行】



改正後

【改正後】



4 背景

地方協力本部や各部隊等の努力にも関わらず、予備自衛官の充足率が70%を下回り、災害派遣を含む有事の際の自衛隊の任務達成に寄与するため、5月の国会で承認された。

5 現在の状況等

自衛隊法と防衛所設置法は改正済み。今後は内局と陸幕で訓令の制定を調整・準備中。令和6年8月17日施行

6 FAQ (よくある質問)

Q1: 継続任用後の期間が1ヶ月以内で65歳に達する場合も任期の更新は可能か？

A1: 可能です。極論すると1日でも可能です。

Q2: 手当はどうなるか？

A2: 従来と変更ありません。

Q3: 退職金は出るか？

A3: 手当と同様、従来どおり退職手当はありません。

Q4: 雇用企業主への説明をするか？

A4: 現在のところ予定はありませんが、訓令制定後に防衛省のホームページを更新する予定ですので、そちらをご参照ください。

Q5: 一般企業に倣って70歳定年はあるのか？

A5: 現状として予定はありません。将来の改正は未定です。